

令和2年8月31日
事務連絡

都道府県・市区町村
政令指定都市 水循環担当部局 御中

令和2年度 水循環アドバイザー制度による支援の募集について

内閣官房水循環政策本部事務局

水循環基本法(平成26年法律第16号)及び水循環基本計画(令和2年6月16日閣議決定)に基づき、水循環施策の取組を効果的に推進するために、内閣官房水循環政策本部事務局(以下「事務局」という。)は、流域マネジメントに取り組む、又は取り組む予定の地方公共団体等を対象に、流域水循環計画の策定・実施に必要な技術的な助言・提言を行う水循環アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)制度を令和2年度に創設したところです。

ついては、令和2年度におけるアドバイザーによる支援を下記のとおり実施しますので、本制度の活用を希望される地方公共団体等を募集します。

なお、今回の募集は、市区町村も対象としていますが、事務局から市区町村には直接送付していません。都道府県の担当部局におかれては、各都道府県内の市区町村の水循環担当部局に対し、事務連絡の電子データ等を送付いただくようお願い致します。

記

1. 目的

本制度は、地方公共団体等が地域の実情に応じて適切かつ円滑に流域水循環計画を策定・実施できるよう、課題に応じたアドバイザーを派遣し、深い知識や経験に基づくきめ細やかな技術的助言等による支援を行うことを目的とする。

2. 内容

本制度は、アドバイザーの現地派遣やオンライン会議による支援を通じて、流域水循環計画の策定・実施にあたり必要となる課題の抽出・整理、助言・提言、情報提供等を行うものである。

3. 募集要件

- (1)対象団体 流域水循環計画の策定・実施に取り組み、又は取り組む予定の地方公共団体等の団体(流域水循環協議会及びその構成員を含む)

(2) 募集期間 令和2年8月31日(月)から令和2年9月30日(水)まで

(3) 派遣日数等

- (ア) 現地派遣 アドバイザーを現地派遣する場合、原則として、派遣の回数は3回以内、派遣の総日数は最大で3日※以内(移動日を含む。)とする。
- (イ) オンライン会議 現地派遣に代えてオンライン会議による支援を行う場合、原則として1日2時間※程度とし、最大で10時間以内とする。
- (ウ) 現地派遣とオンライン会議の併用 現地派遣とオンライン会議の両方を併用する場合、現地派遣が1日であればオンライン会議を6時間(3日)以内、また、現地派遣が2日であればオンライン会議を4時間(2日)以内とする。

※ 時間数は各日で算出することとし、支援時間が1時間未満である場合は1時間、1時間以上である場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げる。

4. 派遣までの手続

- (1) 水循環アドバイザー制度の利用を希望する団体(以下「申請団体」という。)は、都道府県又は市区町村を通じて事務局に「水循環アドバイザー派遣申請書」(別紙1)を提出する。
- (2) 事務局は、申請書の内容を審査し、適当と判断する場合には、アドバイザーによる支援を決定し、都道府県又は市区町村を通じて申請団体に通知する。なお、事務局は、審査にあたり、必要に応じて、申請団体及び申請内容に係る関係者に説明を求めることができる。
- (3) 派遣するアドバイザーについては、事務局が、申請書の内容を踏まえ、「水循環アドバイザーリスト」(別紙2。以下「リスト」という。)から候補を選定し、申請団体に打診することを基本とする。なお、事務局は、派遣希望以外のアドバイザー又はリストに登録されていない有識者等の派遣を申請団体に提案することがある。また、申請団体からリストに登録されていない有識者等の派遣を要望される場合は、事務局においてその適否を判断する。
- (4) 申請団体は、アドバイザー派遣の決定通知後に、派遣日程、派遣内容等の詳細をアドバイザーと調整し、その結果を派遣前に事務局に報告しなければならない。なお、事務局は、必要に応じて、申請団体及びアドバイザーと派遣内容等の調整を行う。
- (5) 申請団体は、申請内容を著しく変更し、又は派遣を取りやめようとするときは、事前に事務局に通知し協議しなければならない。
- (6) 申請団体は、個々の派遣が終了してから2週間以内に、事務局へ「水循環アドバイザー派遣結果報告書」(別紙3)を提出しなければならない。

5. 謝金及び旅費

アドバイザーの現地派遣やオンライン会議に伴う謝金及び旅費については、規定に基づき、事務局がアドバイザーに支払うものとする。

6. 申請・問い合わせ先

担当者:内閣官房水循環政策本部事務局 鈴木、上村

住 所:〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 3 号館

電 話:03-5253-8389(直通) FAX:03-5253-1582

E-mail:hqt-mizujyunkan アットマーク mlit.go.jp

※ メール送信の際には「アットマーク」を「@」にしてください。

以上